

# 野木町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	25,006人	8,969,070 千円	492,044 千円	1,505,140 千円	16.8%	17.4%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

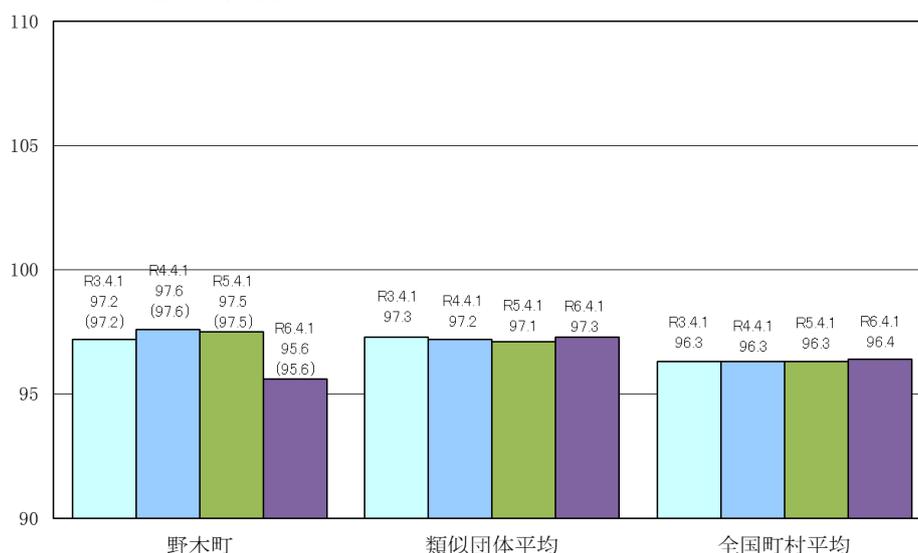
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	150人	567,026 千円	125,748 千円	233,258 千円	926,032 千円	6,174 千円	5,777 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
5年度	円	円	円 ( % )	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
5年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施     未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。給料表については、平成27年人事院勧告による平成27年度給料表のとおり(国公基準)。但し、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(支給割合) 国基準6%に対し、野木町においても6%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1 日時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
野木町の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

## (6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(6年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野木町	39.9歳	302,700円	363,983円	338,619円
栃木県	42.4歳	321,023円	391,027円	351,292円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.3歳	306,955円	371,835円	340,734円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
野木町	55.1 歳	5 人	287,300 円	350,280 円	312,600 円	-	-	-	-
うち自動車運転手	54.6 歳	4 人	291,500 円	364,125 円	319,100 円	自家用自動車運転者	61.8 歳	212,400 円	1.71
うち用務員	*	1 人	*	*	*	用務員	49.1 歳	244,800 円	-
栃木県	53.7 歳	221 人	291,458 円	326,709 円	308,326 円	-	-	-	-
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	-	-	-	-	-
類似団体	51.6 歳	6 人	294,467 円	327,123 円	313,418 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
野木町	-	-	-
うち自動車運転手	5,937,600 円	2,559,900 円	2.32
うち用務員	*	*	*

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（令和 2～令和 4 年の 3 ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 1.2 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
野木町	歳	円	円
栃木県	42.3 歳	354,212 円	398,119 円
類似団体	40.4 歳	299,747 円	338,211 円

（注）1 「平均給料月額」とは、6 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		野木町	栃木県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	169,000 円	—
	中学卒	円	155,300 円	—
教育職	大学卒	円	226,100 円	—
	高校卒	円	183,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（6年4月1日現在）

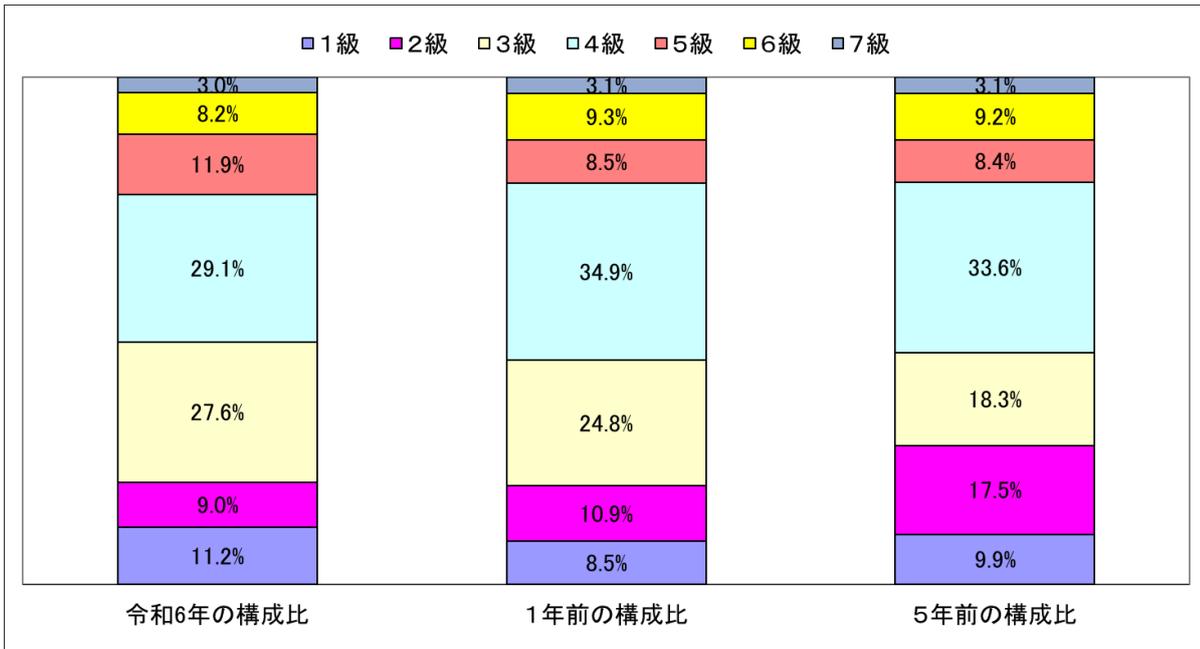
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,771 円	355,567 円	385,000 円	395,350 円
	高校卒	224,100 円	326,400 円	円	386,200 円
技能労務職	高校卒	円	円	円	308,500 円
	中学卒	円	円	円	円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

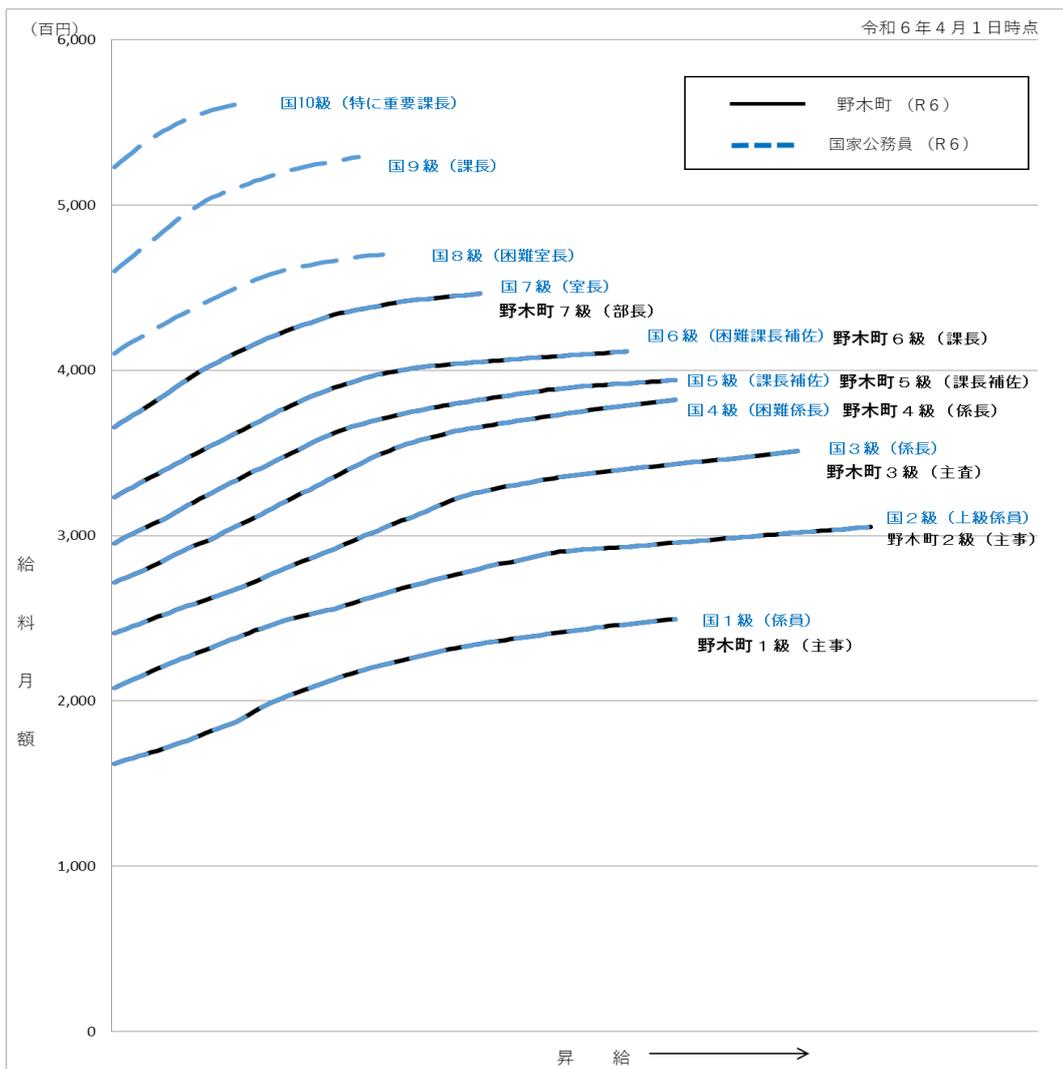
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事又は技師の職務 保健師又は栄養士の職務 主事補又は技師補の職務	15 人	11.2 %	162,100 円	249,400 円
2 級	困難な業務を分掌する主事 又は技師の職務 困難な業務を分掌する保健 師又は栄養士の職務	12 人	9.0 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主査の職務	37 人	27.6 %	240,900 円	351,000 円
4 級	主任の職務	39 人	29.1 %	271,600 円	382,000 円
5 級	副主幹の職務	16 人	11.9 %	295,400 円	394,000 円
6 級	主幹の職務	11 人	8.2 %	323,100 円	411,300 円
7 級	参事の職務	4 人	3.0 %	365,500 円	446,200 円

- (注) 1 野木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（野木町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

野木町	栃木県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,457千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,680千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～22%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（野木町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

野 木 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
（割増2～45%）			（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 13,819千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			35,399千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			221,243円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
野木町全域	6%	161人	6%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		135 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		67,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		1.3 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（5年度決算）	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫作業に従事する職員	伝染病防疫作業	0円	1件当たり 2,000円
行旅死亡人取扱い職員の特殊勤務手当	死亡人の取扱いに従事した職員	行旅死亡人の取扱い	15,000円	1件当たり 5,000円
道路作業従事職員の特殊勤務手当	道路作業に従事する職員	常時道路作業に従事	120,000円	月額10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	53,646 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	335 千円
支給実績（4年度決算）	59,650 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	373 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子10,000円 その他6,500円 特定期間5,000円加算	同		10,922 千円	222,897 円
住居手当	借家100円～28,000円	同		7,826 千円	260,866 円
通勤手当	通勤距離により 2,000円～55,000円	同		5,595 千円	64,310 円
管理職手当	参事72,700円 主幹49,800円			10,557 千円	659,812 円
休日勤務手当				千円	円
産業教育手当				千円	円

## 5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	780,000円 (780,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000円 / 580,800円	
	副 市 区 町 村 長	620,000円 (620,000円)	760,000円 / 522,000円	
報 酬	議 長	350,000円 ( )	499,000円 / 252,000円	
	副 議 長	280,000円 ( )	430,000円 / 202,000円	
	議 員	260,000円 ( )	400,000円 / 174,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(5年度支給割合) 3.4月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(5年度支給割合) 3.4月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 区 町 村 長	$780,000 \times (\text{在職期間の月数}) \times (42/100)$	15,724,800円	退職時
		$620,000 \times (\text{在職期間の月数}) \times (25/100)$	7,440,000円	退職時
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

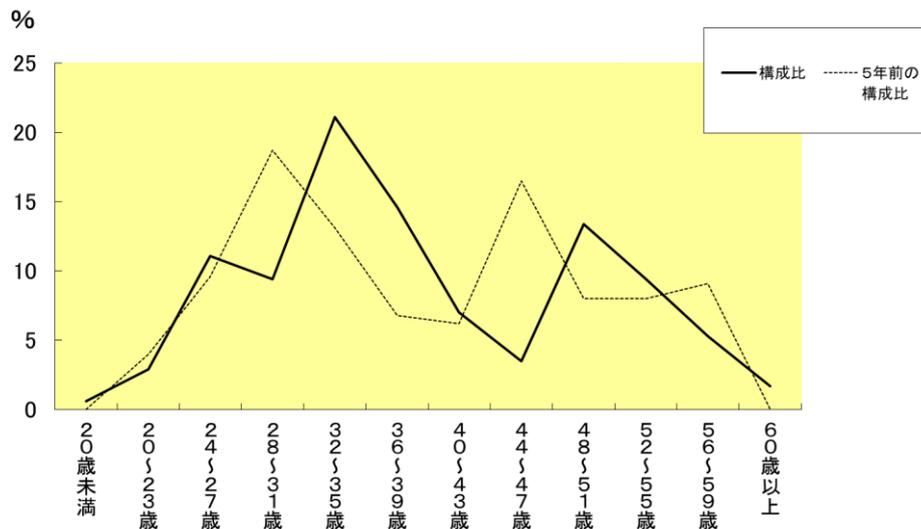
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	45	48	3	
		税務	12	11	▲1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	10	10	0	
商工		4	4	0		
土木		17	17	0		
民生衛生		15	15	0		
	計	121	125	4	<参考> 人口1万当たり職員数 49.99人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 53.56人)	
	教育部門	29	29	0		
	消防部門	0	0	0		
	小計	150	154	4	<参考> 人口1万当たり職員数 61.59人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.22人)	
公営企業会計等部門	水道	4	4	0		
	下水道	4	4	0		
	その他	10	10	0		
	小計	18	18	0		
合計		168 [198]	172 [198]	4 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 68.78人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	19人	16人	36人	25人	12人	6人	23人	16人	10人	3人	172人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	126	126	124	124	121	125	▲1(▲0.8%)
教育	30	28	30	31	29	29	▲1(▲3.3%)
消防							(%)
普通会計計	156	154	154	155	150	154	▲2(▲1.3%)
公営企業等会計計	20	18	17	16	18	18	▲2(▲10.0%)
総合計	176	172	171	171	168	172	▲4(▲2.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	345,400千円	▲1,720千円	10,685千円	3.09%	4.22%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 19,833千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)令和4年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	5人	19,301 千円	3,451 千円	7,767 千円	30,519 千円	6,103 千円	6,177千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
野 木 町	41.8 歳	348,869 円	507,387 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

野 木 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（5年度） 1,553 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,506 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ

野 木 町	国
(支給率) 自己都合 19.6695月分 勤続20年 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 33.27075月分 最高限度額 39.7575月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増2～45%) 1人当たり平均支給額 13,819千円	(支給率) 自己都合 19.6695月分 勤続20年 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 33.27075月分 最高限度額 39.7575月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支 給 実 績（5年度決算）		1,219 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		243,800 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
野木町全域	6 %	5人	6%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給 単価
			千円	日額 円
			千円	1件当たり 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	854千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	170千円
支給実績（4年度決算）	460千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	92千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子10,000円 その他6,500円 特定期間5,000円 加算	同		412千円	206,000円
住居手当	借家100円～28,000円	同		291千円	291,000円
通勤手当	通勤距離により2,000円～55,000円	同		720千円	240,000円
管理職手当	参事72,700円 主幹49,800円			597千円	597,000円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	470,307 千円	66,965 千円	千円	0 %	—

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 15,081 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)令和4年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	3人	9,542 千円	1,565 千円	3,974 千円	15,081 千円	5.027 千円	4,378 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
野木町	34.7歳	284,504円	417,020円
団体平均	44.5歳	334,536円	501,579円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

野 木 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（5年度） 1,324 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,488 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

野 木 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額 13,819千円					

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			579 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			193,000 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）	
野木町全域	6%	3人	6%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
			千円	日額 円
			千円	1件当たり 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	340 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	113 千円
支給実績（4年度決算）	498 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	166 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異動	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 満22歳に達する日 以後の最初の3月3 1日までの間にあ る子10,000円 その他6,500円 特定期間5,000円 加算	同		120千円	120,000円
住居手当	借家100円～28,00 0円	同		336千円	336,000円
通勤手当	通勤距離により 2,000円～ 55,000円	同		68千円	34,000円
管理職手当	参事72,700円 主幹49,800円			0千円	0円